

# 記入例

※県使用欄

第1号様式

神奈川県知事 殿

## 高校生等奨学給付金受給申請書

年 月 日

この申請書を書いた日を記入

高校生等奨学給付金の受給を申請します。 ※神奈川県は省略可

申請者(保護者等)	住所 〒 221-0057 横浜市神奈川区青木町〇〇-〇〇	日中連絡が取れる電話番号 - -
ふりがな 氏名	かながわ いくお 神奈川 育夫	高校生等との関係 <input checked="" type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 生徒本人
申請者以外の保護者等	ふりがな 氏名	高校生等との関係 <input type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> その他( ) <input checked="" type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親
ふりがな 氏名	かながわ いくこ 神奈川 育子	

高校生等との関係の該当箇所をチェック  
申請者以外に保護者等(配偶者等)いる場合は氏名を記入し、高校生との該当箇所をチェック

次のいずれかの口に✓を記入してください。

- 生活保護受給世帯 ((1)、(3)~(5)を記入。(2)は記入不要)
- 非課税世帯 ((1)~(5)を記入。)
- 家計急変世帯 ((1)~(5)を記入)

生活保護受給世帯  
又は  
非課税世帯から  
該当する世帯区分をチェック

### [1]対象となる高校生等について

ふりがな	かながわ まなぶ	生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日 平成 〇年 〇月 〇日
氏名	神奈川 学	学校コード※県使用欄	〇× 学校 1 年
在学する学校	私立 課程 在学期間	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 専攻科	〇× 学校 1 年
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

今年の7月1日に在学している(いた)学校について記入

在学中であれば、在学期間の末尾は記入不要です。

### [2]扶養親族の状況及び扶養誓約について

<誓約欄> 次の事項を必ず確認の上、口に✓を記入してください。

[✓必須]  次に記入した者は、「備考欄」の者と健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約する。

【1】との続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無	備考欄<扶養者>に記入(扶養者に✓を記入)
本人	【1】に記入した高校生等				<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者等 <input type="checkbox"/> その他( )
扶養親族の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input checked="" type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹	神奈川 英子	H〇年〇月〇日	国公立 私立 高校 3 年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者等 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹			国公立 私立 高校 年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者等 <input type="checkbox"/> その他( )
【上記以外の兄弟姉妹】当該世帯に7月1日現在※、高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいないかどうかを記入してください。 ※ 家計急変世帯対象給付は認定基準日現在						
	<input checked="" type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹	神奈川 進	H〇年〇月〇日	無職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者等 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input checked="" type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹	神奈川 教夫	H〇年〇月〇日	□□□大学	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者等 <input type="checkbox"/> その他( )

生徒及び兄弟姉妹の扶養者について該当箇所をチェック

非課税世帯は必ずチェック

<非課税世帯の場合>  
15歳以上23歳未満の兄弟姉妹(※)について7月1日時点での情報を記入(※)平成13年7月3日生~平成21年7月2日生の兄弟姉妹(中学生は除く)

<生活保護(生業扶助)受給世帯の場合>  
記入不要です

### [3]振込先口座

金融機関名	〇〇	銀行 信用金庫 信用組合 農協	金融機関コード 5 6 7 8	××	本店 支店 本所 支所 出張所	支店コード 0 1 4
預金種目	普通 当座 貯蓄	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座名義人(申請者)	※カタカナで記入してください カナガワ イクオ	

振込先口座を記入  
※ 申請者、申請者以外の保護者等、対象となる高校生等以外の口座名義の場合は委任状(権限委任)が必要です。

### <県使用欄>

生業扶助  第1子  第2子  通信・専攻科  不支給 受付日

未済額( 円) 学校振込額( 円) 個人振込額( 円)

**[4]保護者等の収入の状況について**

**(1)生活保護受給世帯**

①	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書（生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書）を提出します。	生活保護（生業扶助）受給世帯の場合は①にチェック
②	<input type="checkbox"/>	対象となる高校生等の個人番号カード等の写しを提出します。	

**(2)非課税世帯(又は家計急変世帯)**

- 課税証明書等を提出します。
- 次の者の  高等学校等就学支援金申請のために登録(提出)した個人番号(個人番号カード等の写し)を用いた個人番号カード等の写しは提出する必要はありません。
- 家計急変の状況の確認書類を提出します。

非課税世帯の場合は、「課税証明書を提出します。」にチェック  
(個人番号カード等の写しは利用できません。)

①	<input checked="" type="checkbox"/>	<b>親権者（両親）2名分</b> 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合	単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。
②	<input type="checkbox"/>	<b>親権者1名分</b> （親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など	非課税世帯の場合は、(2)①から⑥まで、又は(3)①のいずれかにチェック
③	<input type="checkbox"/>	<b>未成年後見人（ ）名分</b> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（複数選任されている場合は全員分）	
④	<input type="checkbox"/>	<b>生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）(両親等) 2名</b> 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合	記載されている内容を確認の上、申請者が署名してください。 ※ 表面の申請者のお名前を記入してください。  署名が漏れていると、支給できません。
⑤	<input type="checkbox"/>	<b>主たる生計維持者1名分</b> ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合	
⑥	<input type="checkbox"/>	<b>生徒本人</b> ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人の場合 など	

**(3) 次の理由により、個人番号カード及び課税証明書等を提出しません。**

①	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれか)で、市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため	県民税所得
---	--------------------------	---	-------

**[5]誓約・委任欄 ※申請者の氏名を記入してください。**

次のことを確認し、誓約(委任)します。

申請者氏名 <記入必須> **神奈川 育夫**

**(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)**

- ・この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は**神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。**
- ・この申請の対象となる高校生等は、7月1日現在※、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ※家計急変世帯対象給付は認定基準日現在
- ・授業料以外に学校へ納付する**納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。**

**(非課税世帯の方のみ)**

- ・【1】で記入した申請対象の高校生等本人は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による**生業扶助を措置されていません。**(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)
- ※家計急変世帯対象給付は認定基準日現在

**【学校使用欄】**

<学校受付印> 年 月 日	次のことについて確認しました。 ・ <input type="checkbox"/> 年 7月1日現在、 <input type="checkbox"/> 年 月 1日現在、	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	本校の 課程に在学します。
	・ <input type="checkbox"/> 就学支援金 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金 の受給権（補助要件を満たす）あり <input type="checkbox"/> 専攻科支援金	・ 授業料以外の納付金等について <input type="checkbox"/> 未済なし <input type="checkbox"/> 未済あり ( 円)	
学校の名称	学校長の氏名	職印	
学校の所在地 〒	電話番号		

この部分は、7月1日時点で在学している(いた)学校が記入します。記入できない場合のみ、別紙 在学証明書を提出してください。

※県外私立学校の場合、当欄に代えて在学証明書(第1号様式別添)の添付も可とする。

## 記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。  
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

ア 「対象となる高校生等」とは、イに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。

イ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ウ 「課程」の欄は、該当する学校の種類、課程にチェックしてください。

なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【扶養親族の状況及び扶養誓約について】の欄は、次によって記入してください。

非課税世帯であって、対象となる高校生等の兄弟姉妹（※）を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

（※）：平成13年7月3日～平成21年7月2日生まれの兄弟姉妹（中学生は除く）

【振込先口座】の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は原則として、申請者（保護者等）又は申請者以外の保護者等の口座としますが、対象となる高校生等の口座でも構いません。それ以外の口座の場合には、委任状（権限委譲用）が必要です。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

ア (1)①、(2)①～⑥又は(3)①のうち、該当する1つにチェックしてください。

イ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、(2)⑤又は⑥もしくは(3)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

ウ 県外高校の申請者については個人番号での対応は行っておりません。課税証明書等をご用意ください。

【誓約・委任欄】は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

## 添付書類

### ①<生活保護受給世帯・非課税世帯共通>

ア 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

※ 第2号様式へ添付してください。

イ（該当者のみ）委任状（未済用）

授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合にのみ添付

ウ（該当者のみ）委任状（権限委譲用）

申請者（保護者等）、申請者以外の保護者等または対象となる高校生等の口座以外を振込先に指定する場合

### ②<生活保護受給世帯>

#### ①に加えて次のア・イのいずれか

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第3号様式）

イ 生活保護受給証明書（写し可）

※ 個人番号（マイナンバー）が分かる書類の写しはご利用いただけません

### <非課税世帯>

#### ①に加えて次の書類

令和6年度市町村民税・県民税 非課税証明書（写し可）

※ 個人番号（マイナンバー）が分かる書類の写しはご利用いただけません

## 留意事項

ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。

エ 第1号様式及び別添において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。